# 連合国財産の返還等に関する政令第二条第二項第一号に掲げる政令で定める国を定める政令 （昭和二十七年政令第三百六十五号）

連合国財産の返還等に関する政令第二条第二項第一号に掲げる日本国との平和条約以外の平和の回復に関する条約を日本国との間に締結した国で政令で定めるものは、次に掲げる国とする。

* 一  
  インド
* 二  
  ビルマ連邦

# 附　則

この政令は、日本国とインドとの間の平和条約の効力発生の日から施行する。

# 附則（昭和三〇年四月一六日政令第五八号）

この政令は、日本国とビルマ連邦との間の平和条約の効力発生の日から施行する。